

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十二年五月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ホームセンターコーナン三条大路3号館

所在地 奈良市三条大路二丁目五一三ほか十三筆

二 述べられた意見の概要

奈良市三条大路二丁目二―三五―四

近隣住民の会 代表 伊藤 智宣

奈良市三条大路二丁目二―三二―五

近隣住民の会 代表補佐

奈良市三条大路二・三丁目自治会 副会長 新山 忠男

奈良市三条大路三丁目一―二九―五

奈良市三条大路二・三丁目自治会 会長 上田 雅幸

1 コンプライアンスを重視し、工事内容の説明並びに次に掲げる近隣住民の意見、要望等に対するヒアリング及び質疑応答を速やかに行っていたく等、円滑な対応を希望します。

(1) 日照の減少、風向きの変更等の影響を受けるおそれがある。

(2) 火災発生時に延焼のおそれがある。

(3) 室外機からの熱及び騒音の影響を受けるため、住居側には室外機を配置しない
でほしい。

(4) フェンスを防音にする等、騒音対策を取ってほしい。

(5) 現在の計画では住居に近すぎ、今以上の騒音等が発生するため、店舗を西側に
離してほしい。

(6) 開店時間が早まることにより、早朝から騒音や振動の被害が発生することとな
る。開店時間を現在より早くしないでほしい。

(7) 工事に伴う塵埃等により、窓の開放ができないこと、健康障害のおそれがある
こと等に配慮してほしい。

(8) 工事作業時間を平日の午前八時から午後五時までに限定し、日曜日及び祭日に

は工事をしないでほしい。

(9) トイレ及びペット売場の臭い対策を取ってほしい。

(10) 店舗によって死角が生ずることから、防犯ライト及び防犯カメラを設置してほしい。

(11) 立体駐車場から住宅が覗かれる等の被害が生ずるおそれがあるため、駐車場にも防犯カメラを設置する等、プライバシー対策を取ってほしい。

(12) ゴミ等を不法投棄されないよう対策を取ってほしい。

(13) エンジン音、排気音、警報音等車両による騒音の対策を取ってほしい。

(14) 排気ガスにより窓が開けられず、洗濯物を外で乾かすことができない。

(15) 駐車場の出入口が団地出入口に近接しており、また、歩道であることから、通園、通学中の子ども等が事故に遭わないか非常に心配である。安全対策を取ってほしい。

(16) 北側道路の大型車等の交通量、店内駐車場及び農道の通り抜け、団地内でのＵターン、国道三〇八号線の渋滞、路上駐車等が増加する可能性があるため、規制してほしい。

(17) 屋上駐車場は、日中（午前九時から午後六時頃まで）しか利用できないようにしてほしい。

(18) 工事中の車両の安全通行、駐車及び騒音の対策を取ってほしい。

(19) 増築工事中及び店舗営業時の苦情解決の責任者を明確に提示してほしい。

2 住民同意をもって協定を結びたいと願っています。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用労働部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十二年五月二十八日から同年六月二十八日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで